

Q 指定した時季を、使用者又は労働者が事後に変更することはできるか

A

法第 39 条第 7 項の規定により指定した時季について、使用者が労働基準法施行規則第 24 条の 6 に基づく意見聴取の手続を再度行い、その意見を尊重することによって変更することは可能である。

また、使用者が指定した時季について、労働者が変更することはできないが、使用者が指定した後に労働者に変更の希望があれば、使用者は再度意見を聴取し、その意見を尊重することが望ましい。